

平成 28 年度 事業計画書



社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

目 次

I 基本方針	1
II 事業体系図	2
III 重点目標	3
IV 実施計画		
< 1 > 法人運営	7
< 2 > 地域福祉推進事業	9
< 3 > 福祉サービス利用支援事業	16
< 4 > 在宅福祉サービス事業	18
< 5 > 施設管理 ・ その他	20

I 基本方針

最近の社会経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復基調にあるといわれています。

しかしながら、地域に目を向けると、高齢者世帯だけではなく社会的孤立世帯も増加し地域力の低下が言われています。さらに、生活保護受給者や非正規労働者など生活困窮世帯の問題も依然として深刻化しています。

こうした中、平成27年度からは生活困窮者自立支援制度が本格施行されたことから、生活困窮者を支援する取り組みが始まり、公的な福祉サービスの一層の充実が求められています。また他方では、制度の整備だけでは解決できない新たな福祉課題も増えています。

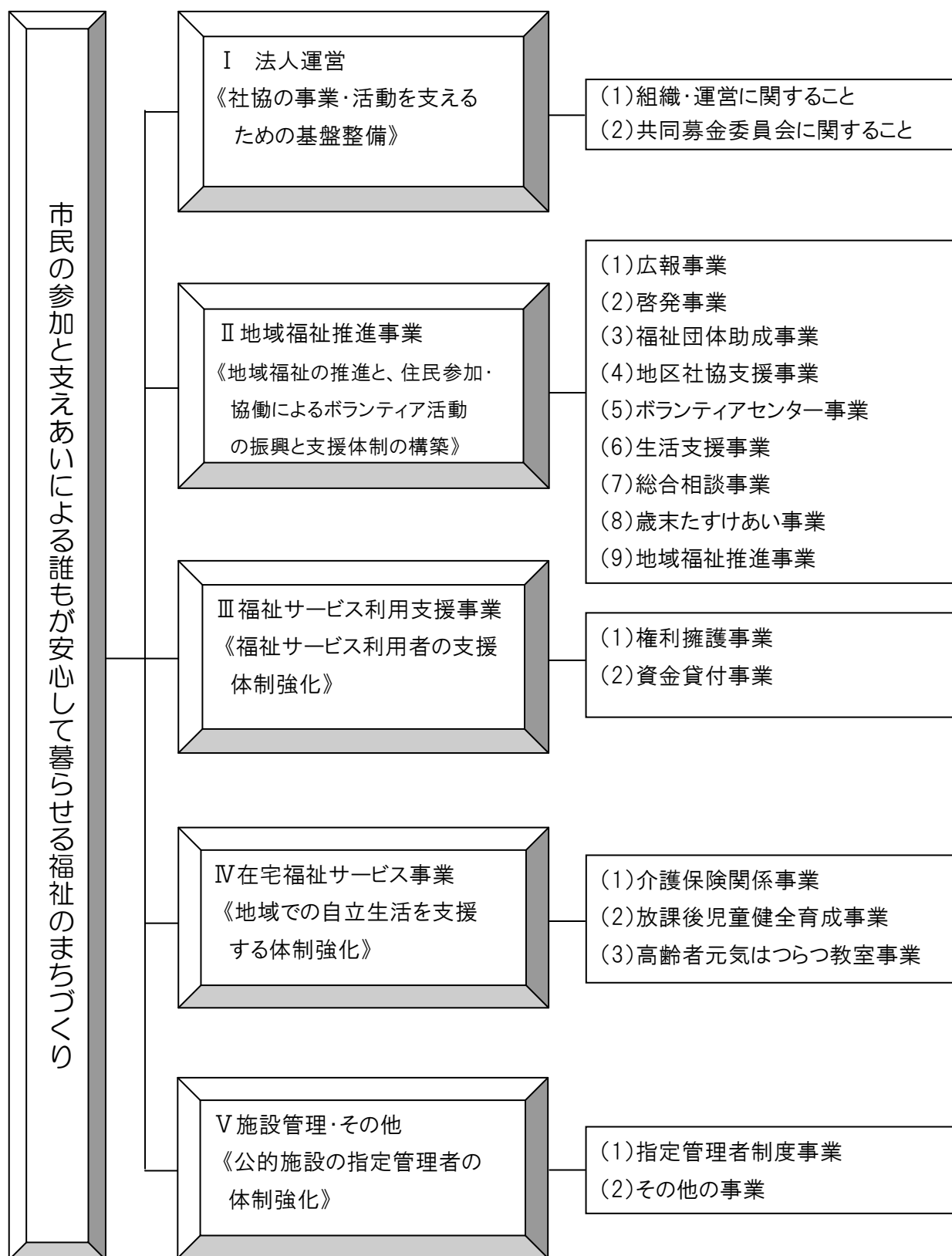
本会では、こうした時代背景をしっかりと認識し、常に新たな取り組みや事業の見直しをすることが求められています。

これらの課題に対応するため、昨年度からモデル的に配置したコミュニティソーシャルワーカーを増員し、既存の制度との狭間にある問題に対して、個別支援、地域支援を中心に積極的に対応してまいります。また、改正介護保険法による生活支援体制整備についても、住民主体の生活支援サービスが展開できるよう地区社会福祉協議会への支援を充実させます。併せて、様々な世代へ効果的に情報発信をするために、社協だよりやホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を活用し、事業運営の透明性を確保していきます。

このほか、本年度は地域福祉活動計画の中間点にあたることから、同計画の見直しをおこなうとともに、今後予定されている社会福祉法等の一部改正に対応するための準備を着実に進めてまいります。

これらの事務事業の実施に当たっては、福祉ニーズが多様化していることから、適宜適確に対応できる人材の育成も必要です。したがって、職員研修の充実を図るとともに、職員一人ひとりが本会の使命と地域の福祉ニーズをしっかりと把握する中で、関係機関・団体と緊密に連携し、引き続き事業活動の強化と経営健全化に向け、本会一丸となって取り組んでまいります。

II 事業体系図



Ⅲ 重点目標

(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置

既存の制度に当てはまらない問題を明確にし、課題解決につなげる「個別支援」と地域の中にある生活支援体制や地域住民の福祉推進の支援などを行う「地域支援」、支援を推進するための仕組みの構築を目指す「仕組みづくり」の三つの役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域福祉の推進を図ります。

(2) 新総合事業による生活支援体制整備の強化

平成 27 年 4 月より施行された改正介護保険法による新しい総合事業の推進について、地区社協等で実施している、ふれあい・いきいきサロンや家事支援サービス等の生活支援体制の整備を強化していきます。

(3) 広報啓発事業の充実

社協だより、ホームページ、SNS を連動しながら、本会の事業内容、地区社協やボランティア団体などの情報等を発信し、地域福祉活動への住民参加の促進を図ります。また、事業運営の透明性を確保するため、各種報告についてホームページにて情報公開を行います。

(4) 権利擁護事業の充実

日常生活自立支援事業を希望している待機者の解消に向けた取り組みを強化します。また、行政及び関係機関と連携を図りながら、引き続き成年後見事業（法人後見）を進めていきます。

(5) 職員研修の充実

制度や仕組みが変化していく中で、地域住民のニーズに真摯に向き合える福祉専門職を養成するため、専門研修の一層の充実や研修体系の整備を図り、福祉サービスを支える担い手の養成と確保を更に推進していきます。

また、関係機関と連携し様々な福祉課題に対応する研修事業を計画的・体系的に実施します。

(6) 社会福祉法人制度改革への対応

平成 29 年 4 月施行の社会福祉法等の一部を改正する法律（案）では、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等が求められており、制度改革に対応するための準備を進めます。

1 浜松地区センター

(1) 住民主体の地域福祉活動の更なる推進

みんなで支えあう地域づくりのために地区社協と連携・協働し、福祉関係機関・団体等との連携強化及び相談支援体制の推進を図ります。また、小地域福祉活動の活性化を図り地域の福祉力を高め、福祉人材の発掘と育成に取り組みます。

(2) 地域の福祉課題を解決するための支援体制の強化

地域住民の多様化する福祉課題や生活課題の課題解決に向けて、コミュニティソーシャルワーカーと福祉団体・専門機関との連携を図り、必要な福祉サービス・相談につなげられるよう、地域の社会資源を活用した支援体制づくりに努めます。

(3) 福祉の啓発及び地域で支え合うまちづくりの推進

関係機関との連携による啓発を含めた地域住民への支援に重点を置き、地域福祉分野での社会貢献活動（CSR）を促進し、地域の福祉ニーズを結びつける取り組みを推進します。

2 西地区センター

(1) 地域住民どうしの支え合いネットワークづくりの推進

地域の子ども、高齢者、障がいのある方等への支援活動、孤立・孤独死、虐待防止のための見守り活動など、住民が主体となった住民同士の関係づくりを促進し、地域で支えるネットワークを推進します。

(2) 地域の困りごとを相談・解決できる生活支援体制の強化

地域の福祉課題に対して専門的に関わり、身近な地域での福祉相談窓口の設置を行うとともに、課題解決に向けて関係機関・団体等との協働による地域の社会資源を活用した支援体制の強化を図ります。

(3) 地域福祉を担う新たな人材の発掘と育成

地区社協との協働による小地域福祉活動の理解と関心を深める啓発の推進を図り、地区ごとの新しいボランティア活動者の発掘、多様なニーズに対応できる福祉人材を育成します。

3 北地区センター

(1) 関係機関とのネットワークの充実と相談・支援体制の強化

コミュニティソーシャルワーク事業を通じ、関係機関との連携を強化するとともに、福祉相談機関等ネットワーク事業の充実を図りネットワーク化に取り組みます

(2) 地区社協活動の支援と担い手の人材育成

地区社協未設置地区（1地区）への設置に向けての取り組み、北区地区社協連絡会の設置を目指します。また、「地域担い手養成研修」を各地区で開催し、地域活動の担い手を育成します。

(3) 福祉教育の啓発及び充実とボランティア活動の推進

福祉やボランティアへの理解を深めるために、中・高生対象の「チャレンジボランティア」や障がいのある人もない人もともに楽しむ「ふれあい交流会」、「ほのぼのコンサート」を実施します。併せて地域住民に対する啓発も推進します。また、「北区 De まつり」で広範な市民に対し、北地区センターの取り組みを総合的に広報します。

4 浜北地区センター

(1) 関係諸団体との連携による生活課題を抱える地域住民への支援

公的な制度の狭間の問題や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

(2) 地域福祉活動計画に基づく地区社協への活動支援の強化

地区社協活動の拠点となる「ボランティアコーナーの設置」や「家事支援サービス事業」の実施などに向け、地区社協との連携・協働体制を充実させ、地区社協活動の推進を図ります。

(3) 地域の状況や特性に応じた福祉活動の推進

地区社協の推進委員等に対して、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動を理解してもらうための講座を開催します。また、子育て世代のボランティア活動者を育成するための講座を実施するなど、要支援者並びに福祉活動者への支援を行います。

5 天竜地区センター

(1) 地区社協との協働事業による地域福祉活動の推進

地区社協事業へ積極的な関与をすることで、サロンや配食サービス・見守り活動・居場所づくりなどの活動が円滑に実施できるように支援します。

(2) 地域の人材発掘と人材育成の支援

今後地域で活動できる人材を発掘します。また、研修などを通じて地域福祉活動の要になる人を育成することを支援します。

(3) 計画的な地区社協事業の推進の支援

将来を見据えた計画的な地区社協活動ができるように支援をします。また、同時にボランティアコーナー設置の支援を行います。

IV 実施計画

< 1 > 法人運営

1 組織運営に関すること

自主事業等の収益の悪化や行政からの補助金等の大幅な削減に対し、更なる経費の抑制に努めるほか収入の増加策を図り、法人経営の再構築に取り組みます。また、平成 25 年度に策定した本会の組織運営、人事、基盤強化に関する「強化・発展計画（H26～H30）」に基づき事業の実施をしていきます。更に、職員研修の充実により職員の意識改革を図ります。

《主な事業》

- (1) 正副会長会議の開催 [4 回開催] (総務課)
- (2) 理事会、評議員会の開催 [3 回開催] (総務課)
- (3) 民生委員児童委員協議会との連携 (地域支援課・全地区センター)
- (4) 事務事業評価委員会の開催[3 回開催] (総務課)
- (5) 自主財源の確保と特別・賛助会員の加入促進
(総務課・地域支援課、生活福祉課、全地区センター)
- (6) 浜松市社会福祉協議会強化・発展計画(H26～H30)に基づく事業の実施
(総務課・地域支援課・生活福祉課・全地区センター)
- (7) 職員研修の充実 (総務課)

[研修内容]

- ① 新規採用職員研修
- ② 福祉・介護の苦情対応実践研修
- ③ ㊦アンガーマネジメント研修
内容：職員間・世代間にある価値観のギャップを知る方法を理解することで、適切で効果的な怒りの伝え方・コミュニケーション方法を学ぶ。
- ④ ㊦相談援助技術基礎研修
内容：相談援助職に求められる知識や対人援助技術等を学び、基本的な相談援助技術を身につける。
- ⑤ ㊦相談面接技術研修（初級・中級）
内容：様々な問題やニーズを持つ利用者を理解するための相談面接の知識・技術を学び、利用者の特性に合わせた効果的な援助を行う実践力を高める。
- ⑥ チームワーク・コミュニケーション力 UP 研修
- ⑦ ㊦ヒヤリハットの意識と心構え研修
内容：リスクマネジメントの意義と基本、ヒヤリハットや事故報告の分析の視点、業務改善の視点を学ぶことで、事業所の事故防止の取り組みに活かす。

⑧ ㊦福祉・介護現場のリスクマネジメント研修

内容：リスクが法人にもたらす影響や予防の必要性を理解し、危機に対応できる能力の習得を目指すとともに、組織全体のリスクマネジメントの定着化を図る。

⑨ メンタルタフネス研修

⑩ レクリエーション研修

2 共同募金委員会に関すること

市民の皆さんから広く募金への協力をいただき、地域福祉活動を通じて要支援者への間接的な助成や、民生委員・児童委員の協力を得て、生活困窮者に対する援護金の助成を行います。また、募金の目的や用途などについて市民の皆さんに理解していただくよう啓発に努めます。

《主な事業》

- (1) 浜松市共同募金運営委員会の開催 [2回開催] (総務課)
- (2) 静岡県共同募金会事業への協力、参加 (総務課・全地区センター)
[災害による義援金の取り扱い等]
- (3) 各種募金運動や街頭募金の実施 [15回開催] (総務課・全地区センター)
[自治会、民生委員・児童委員などの協力を得て、浜松駅周辺などで実施]

< 2 > 地域福祉推進事業

1 広報事業

社協だよりやホームページの活用に加え SNS 等の活用により幅広い世代に対して、浜松市社協の事業や市民、関係団体の地域福祉活動を理解していただくよう取り組みます。また、ホームページの情報の迅速な更新や、わかりやすい情報発信に努めます。

《主な事業》

- (1) 社協だよりの発行 [年 4 回・313,000 部/回] (総務課・全地区センター)
- (2) ホームページの円滑な運営と管理 [随時更新] (総務課)
- (3) ホームページの掲載記事の迅速な更新と情報発信 [随時更新]
(総務課・地域支援課・生活福祉課・全地区センター)

2 啓発事業

福祉に関する各種事業（イベント等）の開催などの啓発事業を実施するとともに、市内で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績を称えるため社会福祉大会を開催します。

《主な事業》

- (1) 浜松市社会福祉大会の開催 [1 回開催] (総務課)
- (2) 静岡県健康福祉大会への参加 [1 回開催] (総務課)
- (3) ふれあい広場等の開催と地域の催しへの参加 [18 回開催]
(内訳: 浜松 2 回、西 3 回、北 3 回、浜北 2 回、天竜 8 回)

3 福祉団体助成事業

ボランティア活動にかかる費用の助成を多くの団体に活用していただき、ボランティア活動の活性化を図ります。

《主な事業》

- (1) 広域福祉団体助成事業[11 団体] (地域支援課)
- (2) ボランティア、福祉団体助成事業[60 団体] (地域支援課・全地区センター)

4 地区社協支援事業

(1) 地区社協人材育成事業

新たに地区社協に関わりを持つ方を対象に講座等を開催することで、地区社協や地域福祉に関しての理解を促進し、新たな人材が地区社協活動に定着をしていけるよう支援をします。

《主な事業》

地区社協人材育成事業(各種講座、研修会等)の開催 [50 回開催]

(内訳:地域支援課 1 回、浜松 10 回、西 12 回、北 6 回、浜北 9 回、天竜 12 回)

(2) 区地区社協連絡会等支援事業

区地区社協連絡会等の運営・活動支援を担うことで、各地区社協間の連携強化を図ります。

《主な事業》

区地区社協連絡会及び研修会の開催 [41回開催]

(内訳:浜松 23 回、西 7 回、北 2 回、浜北 3 回、天竜 6 回)

(3) 地区社協等助成事業

地区社協の活動を支援するために、市社協の普通会費や共同募金を財源として、各種の助成を実施します。

《助成内容》

運営費補助金、事業費補助金(①地区社協推進事業、②サロン活動支援事業、③地域たすけあい支援事業) [54 地区]

(内訳:浜松 25 地区、西 8 地区、北 5 地区、浜北 6 地区、天竜 10 地区)

(4) 地域たすけあい支援事業

地域におけるたすけあい活動を促進するため、地区社協で実施している「家事支援サービス事業」に関して、人材養成や活動者のスキルアップを目的とした講座等を開催し、活動しやすい環境づくりを支援します。

《主な事業》

① 協力員養成講座の開催 [2 回開催](内訳:市内 2 地区)

② スキルアップ講座の開催 [1 回開催]

(5) 地域福祉推進整備事業

地区社協未設立地区に対して、住民の方々の理解の促進や地区内での福祉ニーズの把握など継続的な取り組みを行い、新たに設立できるよう支援します。

《主な事業》

地区内地域住民に対する説明会の開催等 [4 回開催]
(内訳:中央地区、県居地区、駅南地区、新都田地区)

(6) CSW 配置事業

コミュニティソーシャルワーカー (CSW) を配置し、個別支援、地域支援、仕組みづくりを一体的に推進します。

《主な事業》

コミュニティソーシャルワーカーの配置(地域支援課、地区センター)

5 ボランティアセンター事業

(1) ボランティアセンター運営事業

地域支援課と地区センターの連携を図り、地域のボランティアの状況把握(登録や育成、需要調整等)を行うとともに、ボランティア啓発事業を開催し、新たなボランティア活動者の増加に努めます。また、企業の社会貢献(CSR)活動促進のためセミナーやモデル事業を開催します。

《主な事業》

- ① 浜松市ボランティアセンターの運営 (地域支援課)
- ② ボランティア保険加入受付 (全地区センター)
- ③ ボランティア相談、登録、調整業務の実施 (全地区センター)
- ④ ボランティア啓発事業の開催[2 回開催]
(内訳:地域支援課 1 回、浜松 1 回)
- ⑤ 地域福祉型 CSR 活動企業セミナーの開催[1 回開催](地域支援課)
- ⑥ ㊦春季関東ブロック都県・指定都市社会福祉協議会組織・ボランティア業務担当部・課長会議の開催
- ⑦ ㊦秋季関東ブロック都県・指定都市社会福祉協議会組織・ボランティア業務担当者研究協議会の開催

(2) 災害ボランティア支援事業

災害時のボランティア本部・区ボランティアセンターの運営体制の整備及び関係団体・機関等の協力支援体制の確立に向けて、災害ボランティアとの連携を図ります。

《主な事業》

- ① 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催[1回開催](地域支援課)
- ② 災害ボランティア研修会等の開催[9回開催]
(内訳:浜松2回、西4回、北1回、浜北1回、天竜1回)
- ③ 災害支援に関するネットワークの構築(地域支援課)
- ④ 大規模災害を想定した災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等の実施[3回開催]
(内訳:浜松1回、北1回、天竜1回)
- ⑤ 三遠南信災害ボランティア交流学习会への参加等広域連携の強化(開催地:名古屋市)
- ⑥ 災害ボランティアコーディネーター連絡会の開催 [78回開催]
(内訳:地域支援課12回、浜松18回、西6回、北30回、浜北・天竜12回)

(3) ふれあい交流会等開催事業

障がいのある方との交流を中心に地域特性を活かした事業を企画し、福祉への理解を深め、思いやりの心を醸成することを目的とした事業を実施します。

《主な事業》

- ふれあい交流事業の実施[19回開催]
(内訳:浜松3回、西1回、北2回、浜北1回、天竜12回)

(4) ボランティア・福祉教育事業

ボランティアの養成やスキルアップのための各種セミナーを開催します。また、学校との連携を強化するとともに出前講座等を積極的に実施し、福祉教育の推進を図ります。

《主な事業》

- ① 入門、スキルアップ等の講座、セミナーの開催[29回開催]
(内訳:浜松2回、西2回、北12回、浜北2回、天竜11回)
- ② 出前講座の実施や福祉体験用具等の貸出
出前講座の実施[72回]
(内訳:浜松35回、西12回、北10回、浜北10回、天竜5回)
福祉体験用具等の貸出[375回]
(内訳:浜松250回、西15回、北15回、浜北90回、天竜5回)

(5) ささえあいポイント事業（市受託事業）

主に 65 歳以上の高齢者を対象に登録研修会や活動の調整を行い、浜松市ささえあいポイント事業の拡充を図ります。

《主な事業》

- ① 登録研修会の開催[14 回開催]
- ② ボランティア活動に関する相談受付・マッチング(地域支援課・全地区センター)
- ③ ボランティア活動者の交流会の実施[2 回開催]（地域支援課）

6 生活支援事業

(1) 給食・配食サービス事業 [146 回実施]

三ヶ日地区で、食事の支度が困難な一人暮らし高齢者等に対し、地区社協やボランティア、地域の飲食店の協力による給食サービスを実施します。（北地区センター 三ヶ日事務所）

(2) 当事者交流等開催事業 [2 回開催]

水窪・佐久間・龍山地区に在住の外出する機会が少ない障がいのある方及び支援者たちを対象に、外出のきっかけづくりと交流の場づくりを行い、福祉への理解を深めることを目的として事業を実施します。（天竜地区センター 水窪事務所）

(3) 生活支援促進事業

平成 27 年 4 月介護保険改正による新総合事業の推進に取り組みます。また、地域社会の生活課題について、地域の中で解決できる仕組みづくりを推進し、生活支援活動に地域住民が参加できる環境を整備します。

《主な事業》

- ① 生活支援サービス推進セミナーの開催[1 回開催](地域支援課)
- ② ネットワーク会議の開催[3 回開催](地域支援課)

(4) 生活困窮者支援事業

生活困窮者の自立に向けた支援のため、関係機関（相談支援機関）との連携を深めるとともに、既存の制度・サービス及びコミュニティソーシャルワーカーの活動とも組み合わせながら相談支援に関する取り組みを強化します。

《主な事業》

- ① 生活困窮者自立支援センターと連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を行う。
- ② NPO法人フードバンクふじのくにと連携し、生活困窮者に食の支援を行う。

(5) 給食サービス地域福祉推進事業（市受託事業） [100 回開催]

中山間地域で買い物等が困難な高齢者に対し、食生活の向上を図るとともに安否確認をする配食サービス事業を行います。（天竜地区センター 龍山事務所）

7 総合相談事業

(1) 法律相談事業 [年 31 回開催]（内訳：浜松 12 回、浜北 12 回、天竜 7 回）

弁護士による法律相談を行います。

(2) ボランティア相談

ボランティアに関する様々な相談を各地区センター及び事務所にて行い、ボランティア活動をしやすい環境づくりに努めます。

(3) 福祉なんでも相談

地域住民が抱えている様々な問題について、各地区センター及び事務所にて相談に応じます。

8 歳末たすけあい事業

共同募金（一般募金、歳末募金）からの助成金を財源として、生活困窮世帯への支援や各種団体等の活動を支援するために事業費の助成を行います。また、助成金の目的や効果について理解をいただくよう啓発・報告に努めます。

《主な事業》

- (1) 生活困窮世帯への授護金の贈呈[1,500 世帯]（地域支援課・全地区センター）
- (2) 地区社協歳末福祉事業への助成金の交付 [54 地区]（全地区センター）
（内訳：浜松 25 地区、西 8 地区、北 5 地区、浜北 6 地区、天竜 10 地区）
- (3) NPO・福祉団体協働事業の実施[10 団体]（地域支援課）

9 地域福祉推進事業

平成 25 年度に策定した第 3 次地域福祉活動計画を基盤として、地域住民が相互に支えあ
う地域社会の実現を目指します。

《主な事業》

- (1) 地域福祉活動拠点の整備(地域支援課・全地区センター)
- (2) 地域運営委員会の開催[9 回開催]
(内訳:浜松 2 回、西 1 回、北 2 回、浜北 2 回、天竜 2 回)
- (3) 「はままつあんしんネットワーク」への協力(地域支援課・全地区センター)
- (4) 第 3 次地域福祉活動計画中間見直し

＜ 3 ＞ 福祉サービス利用支援事業

1 権利擁護事業

(1) 日常生活自立支援事業（補助事業） [相談見込件数 2,400 件、利用者数 220 人]

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行います。（生活福祉課・全地区センター）

《主な事業》

- ① 契約締結審査会 [毎月開催]
- ② 関係機関連絡会議 [1 回開催]
- ③ 関係事業所連絡会 [1 回開催]
- ④ 金融機関連絡会議 [1 回開催]

(2) 成年後見事業（法人後見） [見込件数 2 件]

静岡家庭裁判所の選任を受け、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方（市長申立者に限る）に対し、本会が成年後見人、保佐人又は補助人となって、本人の判断能力を補い、安心して日常生活を送ることができるよう支援します。

（生活福祉課・全地区センター）

《主な事業》

- 5 市町社協後見事業担当者情報交換会 [2 回開催]

2 資金貸付事業

(1) 暮らしの資金貸付事業 [見込数 400 件、13,000,000 円]

低所得世帯が、緊急一時的に必要とする資金や生活保護費初回受給までのつなぎ資金として、5万円を上限に貸付を行います。(生活福祉課・全地区センター)

(2) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業) [相談見込件数 1,800 件、申請数 100 件]

低所得世帯等の生活向上や自立更生のために、資金貸付の相談、申請受付・進達及び償還指導の業務を行います。平成 28 年度においては、自立相談支援事業所等と連携し、生活困窮世帯等の自立の援助に努めます。

(生活福祉課・全地区センター)

[資金の種類]

- ①総合支援資金
- ②福祉資金
- ③緊急小口資金
- ④教育支援資金
- ⑤不動産担保型生活資金

＜ 4 ＞ 在宅福祉サービス事業

1 介護保険関係事業

(1) 介護保険事業（介護予防含む）

介護保険法に基づき、各種の介護保険サービス等の事業を実施します。

《主な事業》

- ① 居宅介護支援事業[延べ利用見込数:4,148 人]
(内訳:ほそえ 1,134 人、みっかび 1,168 人、やまゆり 1,058 人、はるの 788 人)
- ② 訪問介護事業 [延べ利用見込数 14,061 人]
(内訳:ほそえ 4,444 人、やまゆり 9,617 人)
- ③ 訪問入浴介護事業（やまゆり）[延べ利用見込数 1,098 人]
- ④ 通所介護事業「デイサービス」（みっかび）[延べ利用見込数:8,612 人]
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護事業（はまきた、相生の里）[利用見込数:394 人]
(内訳:はまきた 225 人、相生の里 169 人)

(2) 障害者総合支援事業

障害者総合支援法に基づき、各種の障害福祉サービス事業を実施します。

《主な事業》

- ① 居宅介護事業（ほそえ、やまゆり）[延べ利用見込数:1,823 人]
(内訳:ほそえ 533 人、やまゆり 1,290 人)
- ② 視覚障害者の同行援護事業（ほそえ、やまゆり）[延べ利用見込数:28 人]
(内訳:やまゆり 28 人)
- ③ 浜北障害者生活介護施設 光の園（浜北・指定管理事業）[利用見込数:3,925 人]

(3) 市受託事業

市受託事業の生活管理指導員派遣事業、移動支援事業を実施します。

《主な事業》

- ① 浜松市生活管理指導員派遣事業（ほそえ、やまゆり）[延べ利用見込数:838 人]
(内訳:ほそえ 173 人、やまゆり 665 人)
- ② 浜松市移動支援事業（ほそえ、やまゆり）[延べ利用見込数:96 人]
(内訳:ほそえ 96 人)

2 放課後児童健全育成事業（市受託事業）

保護者が就労等で日中家庭にいない児童に対して、授業の終了後に遊びや生活の場を提供し健全な育成を図るための事業を、北地区センターで実施します。

《実施場所》

放課後児童クラブの運営[利用見込数:80,640人]

(内訳:気賀 15,600人、中川 15,120人、西気賀 2,640人、伊目 7,440人、井伊谷 14,640人、金指 8,400人、三ヶ日東 8,400人、三ヶ日西 8,400人)

3 高齢者元気はつらつ教室事業（市受託事業）

65歳以上の高齢者で虚弱などの理由により家に閉じこもりがちな人を対象に、引きこもりの防止や生きがいづくりの場を提供して介護予防を図り、在宅で自立した日常生活を継続できるよう支援します。また、事業についての広報啓発活動を充実させ、利用者の増員確保に努めます。

《実施場所》

- 竜西荘（東区）[利用見込数:5,911人]
- 湖東荘、湖南荘、舞阪シニアプラザ陽だまり、雄踏老人福祉会館さつき荘（西区）[利用見込数:14,014人]
(内訳:湖東荘 4,369人、湖南荘 5,114人、舞阪 1,852人、雄踏 2,679人)
- 江之島荘、可美荘、青龍荘（南区）[利用見込数:13,435人]
(内訳:江之島荘 4,110人、可美荘 4,369人、青龍荘 4,956人)
- 萩原荘、細江介護予防センター、引佐健康文化センター、三ヶ日総合福祉センター（北区）[利用見込数:12,476人]
(内訳:萩原荘 4,883人、細江 2,843人、引佐 2,500人、三ヶ日 2,250人)
- 浜北生きがいデイサービスセンター（浜北区）[利用見込数:4,755人]
- 天竜保健福祉センター、阿多古すこやかホーム、竜川ふれあいセンター、春野福祉センター、水窪高齢者交流センター（天竜区）[利用見込数:7,855人]
(内訳:天竜 4,768人、春野 1,911人、水窪 1,176人)

＜ 5 ＞ 施設管理・その他

1 指定管理者制度事業

(1) 老人福祉センター

60歳以上の人々が、教養を高めたり健康増進や生きがいのある生活の維持向上を図ることを目的に、生活相談、講座、レクリエーションなどの各種サービスの実施と施設の管理運営を行います。

《指定管理施設》

- いたや（中区）[利用見込数:39,878人]
- 竜西荘（東区）[利用見込数:56,730人]
- 湖東荘、湖南荘（西区）[利用見込数:64,144人]
（内訳:湖東荘27,810人、湖南荘36,334人）
- 江之島荘、可美荘、青龍荘（南区）[利用見込数:132,620人]
（内訳:江之島荘31,000人、可美荘46,000人、青龍荘55,620人）
- 萩原荘（北区）[利用見込数:75,705人]

(2) その他の施設

施設管理を中心として、市民の生きがいづくり活動やボランティア活動等の推進事業を実施します。また、利用者の利便性を高めるようサービスの向上に努めます。

《指定管理施設》

- 福祉交流センター（中区）[利用見込数:217,964人]
- 舞阪シニアプラザ陽だまり（西区）[利用見込数:5,216人]
- 三ヶ日総合福祉センター、三ヶ日児童館（北区）[利用見込数:67,000人]
（内訳:三ヶ日総合福祉センター46,000人、三ヶ日児童館21,000人）
- 春野福祉センター、佐久間ヘルストピアセンター（天竜区）[利用見込数:13,200人]
（内訳:春野福祉センター12,000人、佐久間ヘルストピアセンター1,200人）

2 福祉人材バンク（市受託事業） [求人相談:3,500 人、求職相談:7,500 人]

福祉の分野で働きたい人と人材を求める人とを結びつける無料の職業紹介事業を行うとともに、福祉人材確保に関する啓発・広報事業として、福祉職場説明会や相談会、地域福祉人材育成の講座等を実施します。

《主な事業》

- (1) 運営委員会[2 回開催]
- (2) 啓発・広報事業
 - 福祉マンパワー講座[1 回開催(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ部)]
 - 福祉職場説明会[36 回開催/月 3 回]
 - 就職ガイダンス[12 回開催/月 1 回]
 - 出張福祉職場相談会[12 回開催/月 1 回]
- (3) 求人情報の発行[年 12 回・2,150 部/回]
- (4) 求人事業所訪問[48 社]

3 生きがいと創造の事業（市受託事業）

高齢者の生きがい活動を推進し、いつまでも地域の中で元気に暮らしていけるよう各種講座を開催します。また、2~3 年後には自主活動グループとして組織化できるよう支援を行います。(天竜地区センター)